

15 高齢者を拘束するとは

群馬県の「ぼけ老人を支える会」(みさと保養所内)の会報74号で、ある男性が窮状を訴えています。

——私は九十四歳の母と二人暮らし。母は昨年入院以来、ぼけ症状が出始め、夜中に着物を脱いだりベッドから抜け出したりするので付き添いが必要となった。大事な母なので、私が夜、付き添い、昼間は仕事に行くという形をとったが、ついに仕事にならず、家政婦を頼んだ。でも、夜動かれるので家政婦も続かず、結局、付き添いがいららないという病院に転院した。二日ごとに見舞っていたが、何日かして母が拘束されている姿を見た。付き添いがいらないとはいふことがあったのか。忍びず、その日連れ帰った。母を看(み)ようと決心しているが、今すぐともいえない。仕事をやめられるようになるまで母を看てくれる病院を今必死に探しているが――。

ああ、旅路の終わりに至って、母が拘束されているとは！ 憲法31条で「法律の手続きによらなければ」だれも絶対に自由を奪われない、と規定されています。

あるホームで「このひとはいつも変なところをさわる。みっともないので両手をくくっている」と平然と説明していました。私たちならソツとカーテンを閉じてあげます。

別のホームでも「おむつの中の便をつかみ出すのでくくっている」と。おむつをすぐ換えておれば、便をつかみ出しようもないのに。手足を拘束するのは自分たちの世話の手拔きの証明にすぎません。

深夜、任運荘の二十四時間受け付け電話相談に長い訴えです。

——娘の私は車いす生活で、倒れた母を特養ホームに入居させた。うろつくというので独房に入れられ、カギをかけられた。私が訪問すると機嫌よく日記を書いたりしているが、寮母を見ると「あれは鬼じゃ」と言う。私が訪問すると母が甘えるから、と面会を禁止された。しかし、じっとしておれず、寂しが

る母に人形を縫って一緒に寝かせていると「こんなバカでっかいのはジャマだ」と、シーツ交換の寮母が払い落とした。目の前での当てつけに胸つぶれる思い。母は切なさそうに私を見つめる。母の徘徊（はいかい）が激しくなるのはトイレに行きたい時なのに、寮母はそれが分らず、カギで閉じこめてしまっている――。

これでは無茶苦茶な老人ホームだとしか言いようがありません。ぼけた方には身内の面会が最高の特効薬ですのに。私たちは、激しい情緒不安に苦しむ高齢者のためには、深夜でも身内に電話をします。また、作りごとでもよいから、身内をほめます。「あなたのことを心配して、このジュース送ってきたのよ」などと。例外なく、ニコツとします。人形を抱かすのも最高の方法です。しかし、絶対許せないのがカギをかけている行為、明白な犯罪行為です。精神保健法36条で、病人の行動制限は厳重な制約の下で、精神病院だけが許されています。それ以外の病院、老人ホームには絶対許されていません。

ぼけを専門に世話するという美名の下で、老人ホームが公然とこんな犯罪を

広く行なっている実態は恐怖です。例えば、山形県の特養ホーム二十四カ所のうち37・5%がカギをかけている（『老人生活研究』昭和63年3月号）。全国社協・痴呆性老人処遇研究会は、全国の痴呆老人処遇研修指定モデル（？）ホーム三十八の三分の二が施錠をしている、と報告しています。

しかも、監督すべき国や県がこの実態を知らん顔で放置している。福祉にとってこれ以上の恐怖があるでしょうか。

いま特養ホームで旋錠されて恐怖におののく無数の高齢者、これからも同じ運命に泣くであろう人たちのために、あえてこの事実を告発せざるをえません。